

「埼玉県青少年健全育成条例」の一部改正案について

県民生活部青少年課

1 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）の一部改正により、風俗営業の規定が統合整理されたことに伴い、青少年への勧誘行為を禁止する接待飲食等営業の見直し等、所要の改正をします。

2 改正内容

(1) 「接待飲食等営業」の見直し

埼玉県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）第18条の3第3号に規定する、青少年に対し客となるよう勧誘する行為を禁止する「接待飲食等営業」について、改正風適法第2条第1項第1号に規定する次の営業とします。

「キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして、遊興又は飲食をさせる営業」

(参考)

＜現行条例での青少年への勧誘行為を禁止する接待飲食等営業＞
旧風適法第2条第1項第2号に規定する次の営業
「待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして、遊興又は飲食をさせる営業」

(2) 条項ずれに伴う規定の整備

風適法の改正に伴い、条例第22条及び第26条第1項において引用している風俗営業（まあじゃん・ぱちんこ屋）を風適法第2条第1項「第7号」から「第4号」に改めます。

※ 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正
様式第6号（立入調査員証）の裏面に条例抜粋（第26条）が記載されているため、様式を改正します。